

# 自動車の各種手続きを忘れずに行いましょう

自動車税は毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に登録されている所有者（または使用者）に対して課税される県の税金です。

次のような手続きを怠りますと、いつまでも税金がかかったり、納税通知書が新しい住所に届かなかつたりとトラブルが発生する可能性があります。

- ☑ 自動車を売買したときは …… 必ず名義変更の手続きをしましょう
- ☑ 車が古くなったりして使わないときは …… 早めに抹消の手続きをしましょう
- ☑ 住所が変わったときは …… すぐに住所変更の手続きをしましょう

各種手続きについては、国土交通省の各運輸支局で行うことができます。上記のような事例に該当する場合は、3月末までに必ず手続きをしてください。

- ▶ 自動車の各種手続きについての照会先  
長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所 ☎0263-85-3582
- ▶ 自動車税に関する照会先  
長野県 諏訪地方事務所 税務課 ☎0266-57-2905  
E-mail : suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp



## 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、諏訪税務署個人課税第一部門（☎57-5211）にお問い合わせください。

## 「丸山墓地公園」使用申し込み 受付中

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

- 募集区画 262区画  
（平成25年1月1日現在）
- 使用料 35万円～43.5万円
- 管理料 2,500円/年
- 申し込みできる方
  - ・ 富士見町に住所または本籍のある方  
（富士見町に住所のない方は、富士見町に住所がある「聖地管理人」を選任できれば可）
- ※ 申し込みは1人につき1聖地
- 申し込み先  
（指定管理者）富士見町開発公社  
（富士見パノラマリゾート内） ☎62-5666

